

消防団防災学習・災害活動車等使用手順について

① 消防団防災学習・災害活動車等運用要綱の確認

消防団防災学習・災害活動車等を利用するための申し込みや利用方法を定めたものです。

廿日市市ホームページの消防団でご覧いただけます。

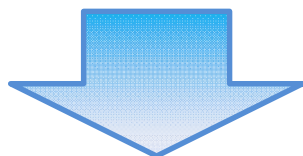


② 申請

廿日市市消防本部総務課消防団係に消防団防災学習・災害活動車等の空き状況をお問い合わせください。

使用可能であれば、申請となります。

※ 申請の受け付けは、原則として2箇月前からとなっていますが、消防団が主催する事業、または共催、後援する事業については、それ以前でも申請を受け付けています。



③ 申請書の提出

「消防団防災学習・災害活動車等使用申請書」を使用する日の10日前までに提出してください。

※ 申請書は廿日市市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先：廿日市市消防本部総務課消防団係（電話：0829-30-9231）